

国民年金のお知らせ

年金被保険者の資格の取得と喪失

日本では国民年金法により国民は下記の3つのいずれかの被保険者になることとされています。これはみなさんが老齢や障害・死亡によって生活の安定が損なわれることを防止し、健全な生活の維持向上のための制度です。

保険者の種類

- ◆第1号被保険者・・・20歳以上60歳未満の方で、農業者や自営業者・学生などが該当します。
- ◆第2号被保険者・・・厚生年金に加入している方で、会社員や公務員などの方が主に該当します。
- ◆第3号被保険者・・・20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が該当します。

【主な手続き】

- 第1号への取得手続き：下記の場合、役場・年金事務所で本人の加入手続きが必要です。
 - ・20歳になったとき
 - ・厚生年金（社会保険）から抜けたとき
 - ・厚生年金加入者の扶養から外れたとき
 - 第2号への取得手続き：会社・事業者・雇用者により手続きをする必要があります。
 - 第3号への取得手続き：第2号被保険者と同様に手続きをする必要があります。
- 《このほか年金手続等でお困りなことや不明な点があればお問い合わせください。》

国民年金保険料産前産後免除制度

3月号広報でお知らせしておりましたが、4月1日から国民年金保険料産前産後免除申請制度が始まりました。対象になる方や制度について詳しく知りたいという方は役場又は年金事務所までお気軽にご相談ください。

★次回の年金相談日のお知らせ★

5月16日（木） 場所 福島町役場
時間 午前10時から12時・午後1時から3時まで

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、相談日の3日前までに相談したい内容を役場町民課年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。

お問い合わせ先

町民課 年金係 ☎ 47-4681(直通)
函館年金事務所 ☎ 0138-82-8001